

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.2

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 4 日

Sponsor: イスラエル, UAE, 日本, イラン, パキスタン, トルコ, 韓国, ウクライナ, ロシア, 中国, インドネシア
アメリカ合衆国, タイ, フィジー, ノルウェー

第 80 回国連総会第一委員会は、

人間が関与していない兵器が使用されることは、甚大な被害を及ぼした、そのような被害が世界に広がることに懸念を抱き、

各国が、自国の平和を守ることを十分に認識し、

国際人道法を尊重し、特定通常兵器使用禁止制限条約を各国が再認識することを促し、

LAWS は標的を定めてから殺害の判断を下すまですべて人工知能が行う完全自立型の兵器であるが、最終的な人間の関与を認めた（例として緊急停止ボタン）兵器であることを決定し、

1. 人間の関与が可能な兵器を段階的に導入することを各国に促し；
2. LAWS の使用は自衛権の範囲内として容認し；
3. 国際人道法及び CCW に則った議論の継続を支持し；
4. テロ組織や非国家主体による軍事 AI の使用を防止するため、国家間技術移転を除く流通管理枠組みの構築を支持し；
5. AI の誤作動を「技術的欠陥、人為的誤差用、または外的要因による不測の損害」と定義し、生成 AI または軍事用 AI の誤作動による被害の責任について以下の対応を要請し；
6. 法的拘束力を持たない世界共通のガイドラインを作成し；
7. 人間の関与が可能な兵器の開発を推進し；
8. 責任分担の原則に基づき、各国が以下の法的枠組みを整備し：
 - a. 予見可能な誤作動は開発企業が第一義的責任を負うこと、
 - b. 意図的悪用の場合は関与した個人または組織が責任を負うこと、
 - c. 通信障害など不可抗力の場合は関係者が共同責任を負い、法的配分は各国に委ねること。
9. AI 誤作動による国際的被害を調査するため、国連軍縮局または特別委員会のもとに「AI 誤作動国際評価委員会」を設置し；
10. 本委員会は以下の専門家で構成することを要請し：
 - a. AI ・システム工学の技術専門家、

- b. 国際人道法・サイバー法の法学者；
 - c. 参加国が推薦する独立専門家。
11. 本委員会の任務は以下とすることを要請し；
- a. 軍事 AI インシデントの中立的調査,
 - b. 原因と責任の所在を評価,
 - c. 関係国に助言を提供,
 - d. 国家安全保障に配慮し報告書を公表。
12. 本委員会は助言機関都市、制裁や強制力を持たないことを要請し；
13. 委員会への参加は任意とし、信頼構成と透明性の観点から参加を強く推奨し；
14. 助言を受けた国家は、被害者への責任を履行し、実施状況を報告することを要請し；
15. 委員会の権限・構成・手続きは技術の進展に応じて定期的に見直すことを推奨する；